



都市計画に関する基本的な方針

みどり市都市計画マスタープラン

【一部改訂版】

みどり市 平成22年3月 当初策定
平成30年7月 一部改訂

みどり市都市計画マスタープラン【一部改訂版】について

この一部改訂版は、平成22年3月策定の『みどり市都市計画マスタープラン』の一部変更を行った部分について、『みどり市都市計画マスタープラン』【一部改訂版】（平成30年 月改訂）としてまとめたものです。

計画全体の内容については、当初版をご覧ください。

1 都市計画マスタープラン改訂の考え方

(1) みどり市都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画であり、市の都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

本市は、市民等の意見・提案をさまざまな方法で集約し、有権者を含む会議で検討後、平成22年3月に現行計画を策定しました。

(2) 改訂の背景

本市には、広域的に利用される複合的な機能を有する公園がなく、また防災機能を有する公園が不足している現状であることから、公共空地の確保が課題となっています。そこで、スポーツ・レクリエーションの拠点となり、更に防災性の強化となる公園の計画を追加し、市内のコミュニティの拡充と、スポーツによる地域間交流の促進を図るため、都市計画マスタープランの改訂が必要となっています。

(3) 改訂の方針

改訂の背景に示す社会情勢等の変化や市民のニーズを踏まえ、(仮称)西鹿田グリーンパークを公園・緑地の整備方針として追加した「一部改訂」とします。

2 都市計画マスタープラン改訂内容

改訂内容は、当初計画から変更する部分を【変更前】、変更した結果を【変更後】として対比できます。

変更前 P**	変更後 P**
<p data-bbox="453 1565 600 1608">【変更前】</p> <p data-bbox="253 1751 791 1827">変更前のページでは、変更箇所を黒枠囲みで表示しています。</p>	<p data-bbox="1018 1565 1165 1608">【変更後】</p> <p data-bbox="823 1751 1361 1827">変更後のページでは、追加・変更箇所を赤色文字・赤枠囲みで表示しています。</p>

(1) 公園・緑地の整備方針

本市の貴重な財産である山林などの緑地と、主に市街地において住民の憩いの場となり、緊急時には避難場所などとしても機能する公園を充実し、これらを適正に活用することによって、良好な多自然居住環境を形成するとともに、本市の発展をけん引する観光事業にも活用していきます。

①公園の計画的な配置等

- 都市公園は、地域の実情などを踏まえながら計画的な配置を進めます。特に、住区基幹公園と都市基幹公園については、身近なコミュニケーションの場として、あるいは、レクリエーションの場として機能するとともに、それぞれ一次避難地、広域避難地としても活用できるよう配置や整備内容を検討します。また、人の気持ちを癒し、生活に潤いと安らぎを与えるペットと一緒に楽しむことのできる公園整備についても検討していきます。
- 住区基幹公園については、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、基本的に人口密度の高い市街地を中心に、市街地整備事業などと併せて積極的に整備します。

追加

- 風致公園である高津戸公園については、自然環境の保全にも配慮しつつ、憩いの場としての空間形成に努めます。また、山寺山と阿左美の2箇所の風致地区に加え、鹿田山、荒神山、天神山の丘陵地について、新たな風致公園や歴史公園などとしての整備を検討します。
- 岩宿遺跡周辺の拡充整備を進めるほか、阿左美沼公園、岡登親水公園、ふれあいの村水辺公園、ながめ公園及び小平の里鍾乳洞公園・親水公園といった既存公園の充実を図ります。

■都市公園の種類

種類	規模等の目安	内容
住区基幹公園	街区公園 規模：0.25ha 誘致距離：250m	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	近隣公園 規模：2ha 誘致距離：500m	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	地区公園 規模：4ha 誘致距離：1km	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
都市基幹公園	総合公園 規模：10ha 誘致距離：市内	都市住民全般の休息、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした公園
	運動公園 規模：15ha 誘致距離：市内	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とした公園
特殊公園	風致公園	風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺等の自然条件に応じて配置するもの
	歴史公園	史跡などの文化財を広く一般に供することを目的とする公園
	動物公園・植物公園	動物園又は植物園が主要な施設となっている公園
広域公園	規模：50ha 誘致距離：広域圏内	主として1つの市町村の区域を越える広域のレクリエーションを目的とする公園



(1) 公園・緑地の整備方針

本市の貴重な財産である山林などの緑地と、主に市街地において住民の憩いの場となり、緊急時には避難場所などとしても機能する公園を充実し、これらを適正に活用することによって、良好な多自然居住環境を形成するとともに、本市の発展をけん引する観光事業にも活用していきます。

①公園の計画的な配置等

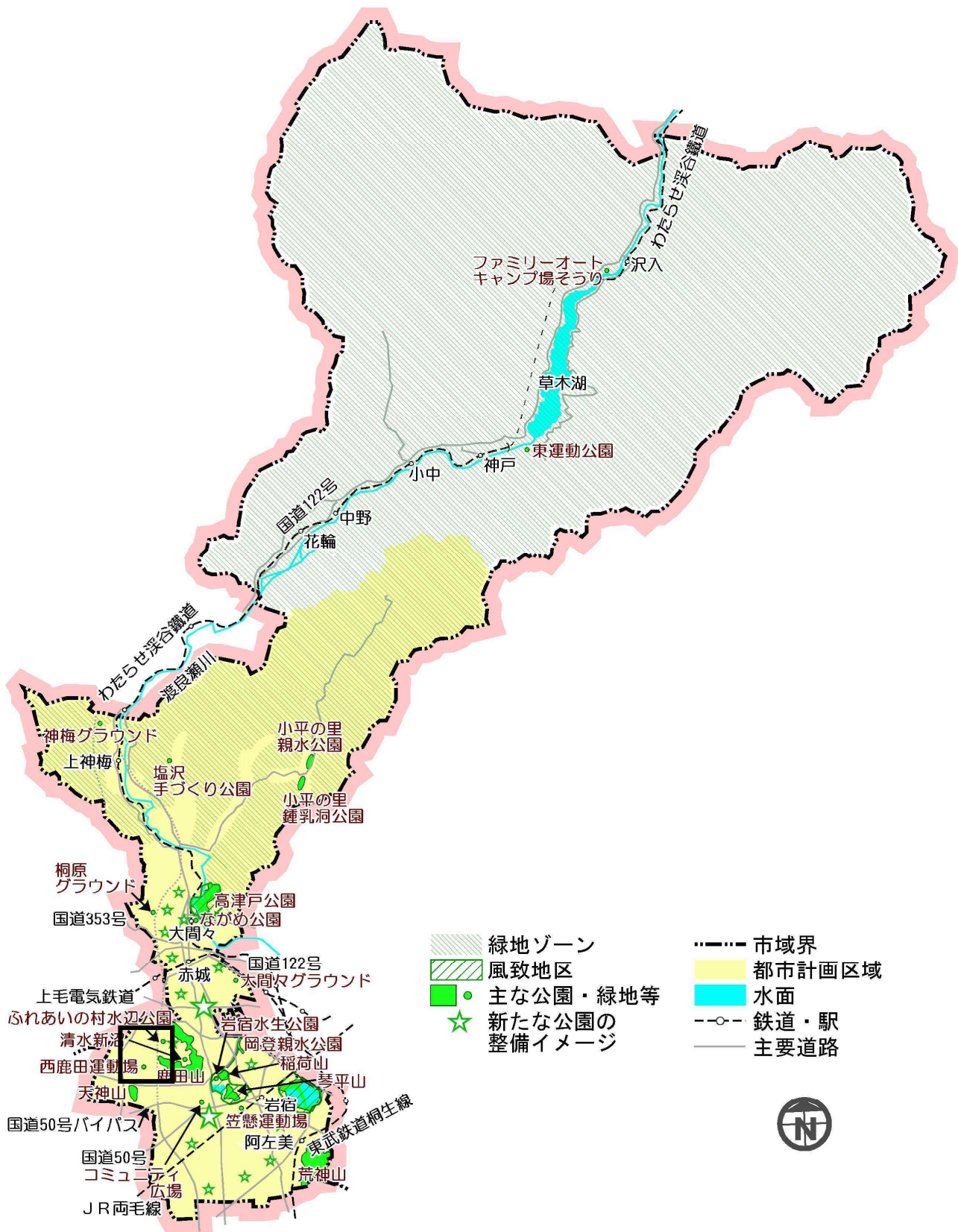
- 都市公園は、地域の実情などを踏まえながら計画的な配置を進めます。特に、住区基幹公園と都市基幹公園については、身近なコミュニケーションの場として、あるいは、レクリエーションの場として機能するとともに、それぞれ一次避難地、広域避難地としても活用できるよう配置や整備内容を検討します。また、人の気持ちを癒し、生活に潤いと安らぎを与えるペットと一緒に楽しむことのできる公園整備についても検討していきます。
- 住区基幹公園については、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、基本的に人口密度の高い市街地を中心に、市街地整備事業などと併せて積極的に整備します。
- 都市基幹公園については、広域的な誘客と、スポーツによる地域間交流の促進を図るため、総合公園として機能させる（仮称）西鹿田グリーンパークの整備を進めます。
- 風致公園である高津戸公園については、自然環境の保全にも配慮しつつ、憩いの場としての空間形成に努めます。また、山寺山と阿左美の2箇所の風致地区に加え、鹿田山、荒神山、天神山の丘陵地について、新たな風致公園や歴史公園などとしての整備を検討します。
- 岩宿遺跡周辺の拡充整備を進めるほか、阿左美沼公園、岡登親水公園、ふれあいの村水辺公園、ながめ公園及び小平の里鍾乳洞公園・親水公園といった既存公園の充実を図ります。

■都市公園の種類

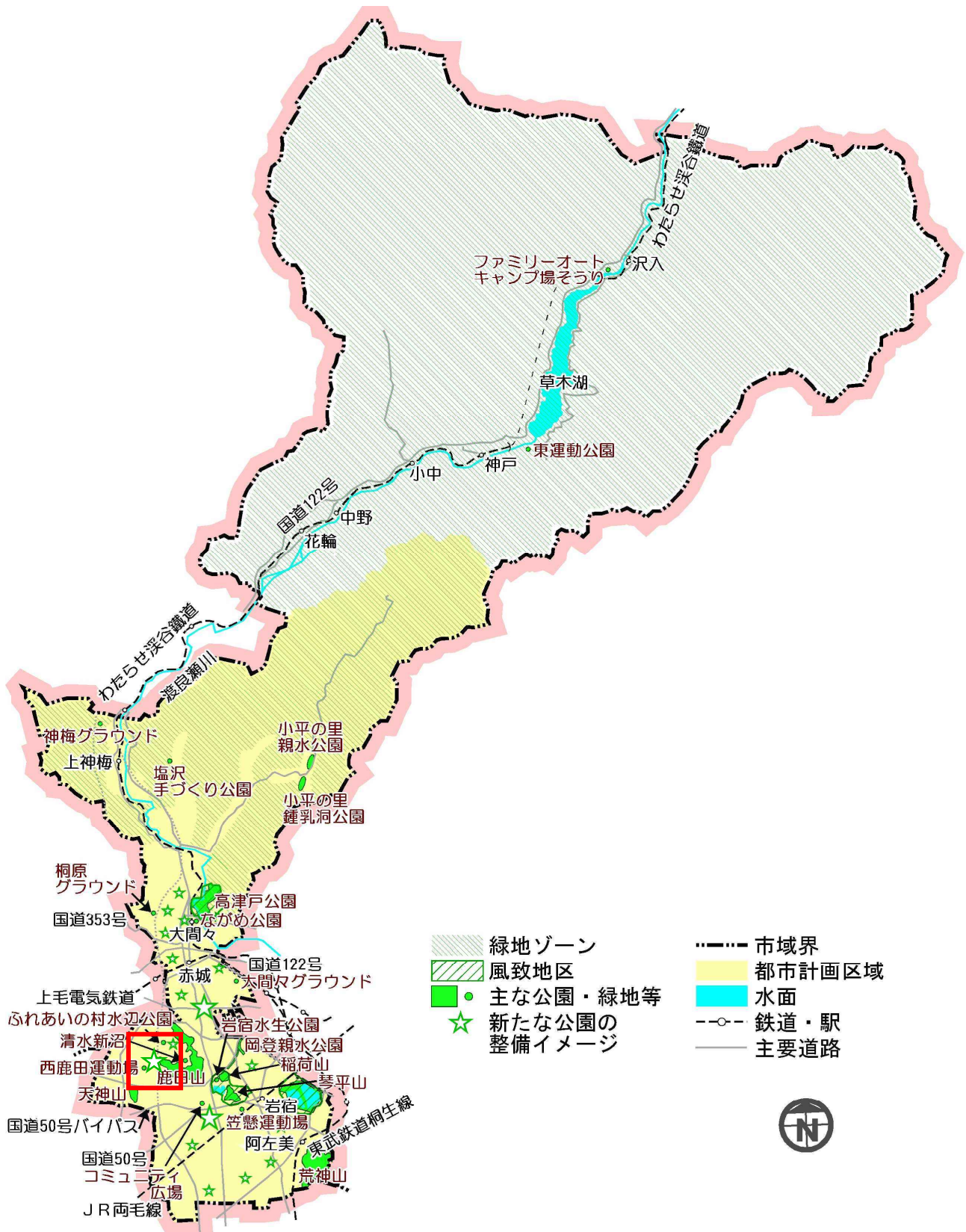
種類	規模等の目安	内容
住区基幹公園	街区公園 規模：0.25ha 誘致距離：250m	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	近隣公園 規模：2ha 誘致距離：500m	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	地区公園 規模：4ha 誘致距離：1km	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
都市基幹公園	総合公園 規模：10ha 誘致距離：市内	都市住民全般の休息、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした公園
	運動公園 規模：15ha 誘致距離：市内	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とした公園
特殊公園	風致公園	風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺等の自然条件に応じて配置するもの
	歴史公園	史跡などの文化財を広く一般に供することを目的とする公園
	動物公園・植物公園	動物園又は植物園が主要な施設となっている公園
	規模：50ha 誘致距離：広域圏内	主として1つの市町村の区域を越える広域のレクリエーションを目的とする公園



■公園・緑地整備方針図



■公園・緑地整備方針図



c. 公園・緑地の整備方針

- ・農村集落などを中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。

追加

- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、緑地の配置に努めます。
- ・天神山の丘陵地について、良好な自然環境を保全しつつ、新たな公園としての整備を検討します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・地下浸透を目的とした浸透柵及び流出量を調整するための調整池の設置を推進するとともに、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

c. 公園・緑地の整備方針

- ・農村集落などを中心に、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、住区基幹公園あるいはこれに代わる公園等を充実します。
- ・広域的な誘客と、スポーツによる地域間交流の促進を図るため、地域に調和させた、都市基幹公園の総合公園として、（仮称）西鹿田グリーンパークの整備を進めます。
- ・公園整備とも連携し、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案しつつ、緑地の配置に努めます。
- ・天神山の丘陵地について、良好な自然環境を保全しつつ、新たな公園としての整備を検討します。

d. 河川・下水道等の整備方針

- ・公共下水道事業、浄化槽設置整備事業を効率よく実施し、生活環境の向上、公共用水域の水質改善に努めます。
- ・地下浸透を目的とした浸透柵及び流出量を調整するための調整池の設置を推進するとともに、道路側溝や農業用水路の整備により、雨水排水の処理能力の向上に努めます。

■まちづくり方針図



■まちづくり方針図

